

## ふじのくに家庭教育応援企業登録要綱

### (目的)

第1条 仕事と生活の調和と家庭教育支援を推進し、子育てにやさしい職場作りに積極的に取り組んでいる企業を「ふじのくに家庭教育応援企業」として県に登録し、家庭教育充実の支援企業の拡大を図る。

### (定義)

第2条 この要綱において登録の対象となる企業は、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う法人とする。

### (登録基準)

第3条 ふじのくに家庭教育応援企業の登録基準は、以下のとおりとする。

- (1) 「家庭の日」を設定し、家族がコミュニケーションを深めることを推進している。
- (2) その他の家庭教育支援対策を行っている。

### (届出)

第4条 ふじのくに家庭教育応援企業の登録しようとする企業は、届出書（様式第1号）に必要な書類を添付し、届出を行うものとする。

### (登録等)

第5条 社会教育課長は、前条の届出を受理したときは、登録基準を満たしている企業をふじのくに家庭教育応援企業に登録する。

- 2 有効期間は、認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

### (県の支援)

第7条 社会教育課長は、登録企業に対し、次の支援を行う。

- (1) 宣言内容（取組内容）を記載した登録証を交付する。
- (2) 県のホームページにおいて認定企業名等を公表するとともに、広報誌等により家庭教育支援への取り組み内容等を紹介し、認定企業のPRに努める。
- (3) 「家庭の日」ポスターを配布する。
- (4) 「家庭の日」ロゴマークを提供する。

### (登録の取消し)

第8条 社会教育課長は、認定企業が第3条に定める認定基準を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、社会教育課長が別に定める。

### (附則)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正 平成29年9月19日  
この改正は、平成29年9月19日から施行する。